

## 指定管理者制度導入施設における評価委員会によるモニタリングについて

### 1. 目的

平成 18 年度より、指定管理者による公の施設の運営を実施してきたが、平成 20 年度に選定基準を見直したことにより、府が支払う委託料が大きく減ることとなった。

委託料低下に伴い品質が低下することは、府民サービスの観点からも、指定管理者制度の趣旨に鑑みても望ましくない。

そこで、23 年度より、多くの府民が利用する施設を中心に外部有識者による指定管理者評価委員会を設置し、モニタリングを実施している。

モニタリングは、府と指定管理者が業務について点検・評価を行い、それをフィードバックすることでさらに府民サービスの向上につなげていくためのものである。

概括的なスキームを提示しているが、細部については施設の特徴に応じて指定管理者評価委員会で決定することとする。

### 2. 実施体制

#### ●役割分担

##### (1) 施設所管課

- 施設所管課は、指定管理者評価委員会の意見（評価項目・評価基準等）を踏まえた「評価票」を作成する。
- 施設所管課は、指定管理者が事業計画書・仕様書等に基づき施設を適切に運営しているかについて、施設所管課として評価を行い、評価結果を指定管理者評価委員会に報告する。
- 施設所管課は、指定管理者評価委員会による評価チェックや指摘・提言を踏まえ、対応方針を策定する（次年度以降の事業計画等に反映）。

##### (2) 指定管理者

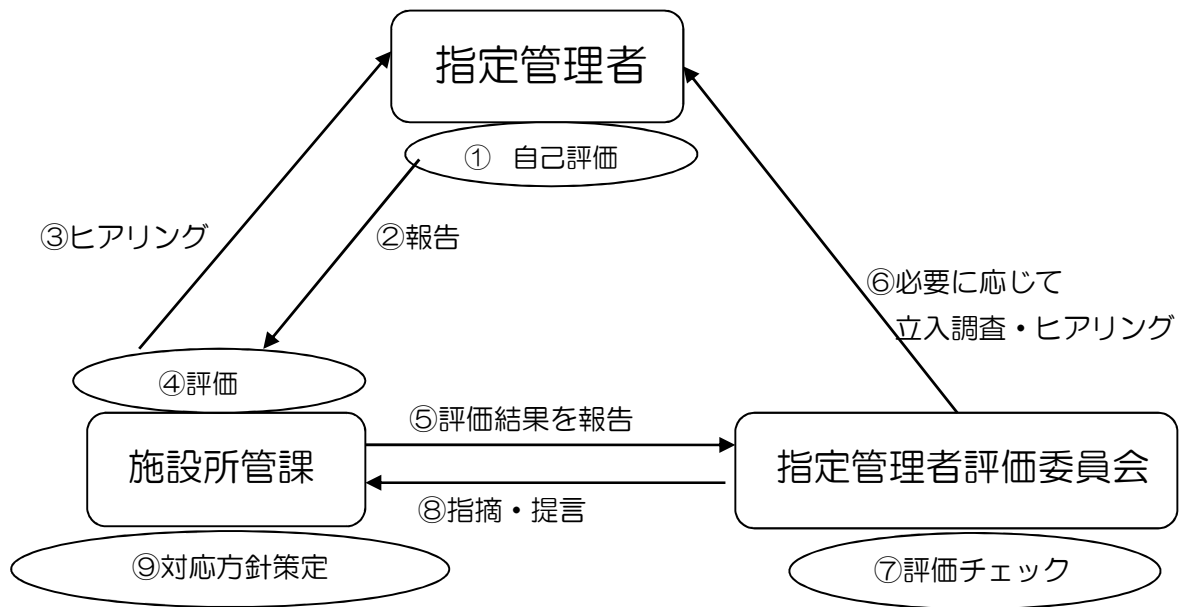
- 指定管理者は、「評価票」の各評価項目について自己評価を行い、評価結果を施設所管課へ報告する。

##### (3) 指定管理者評価委員会

- 指定管理者評価委員会は、施設所管課の評価、利用者満足度調査の結果について施設所管課より報告を受け、評価チェックを行い、施設所管課に対して指摘・提言を行う。

- 評価委員会委員には、当該施設の指定管理者選定委員会委員に引き続き就任いただくことを基本とする。選定手続きは施設所管課で行う。なお、選定委員会委員に引き続き就任いただけない場合は、「附属機関の設置及び運営にかかる指針」に基づき選任手続きを行う。
- 評価委員会の構成は選定委員会と同様、法律・会計・経営の専門家各 1 名と、当該施設の分野に関連する専門委員 2 名の計 5 名を基本とする。
- 評価委員会委員の任期については、指定管理期間とする。また、再任は行わない。
- 24 年度の評価委員会委員に係る報酬・旅費予算は行政改革課から各課へ配当する。

※ 評価票及び対応方針については、行政改革課に報告をいただき、あわせて公表を行う。



## ●評価の流れ

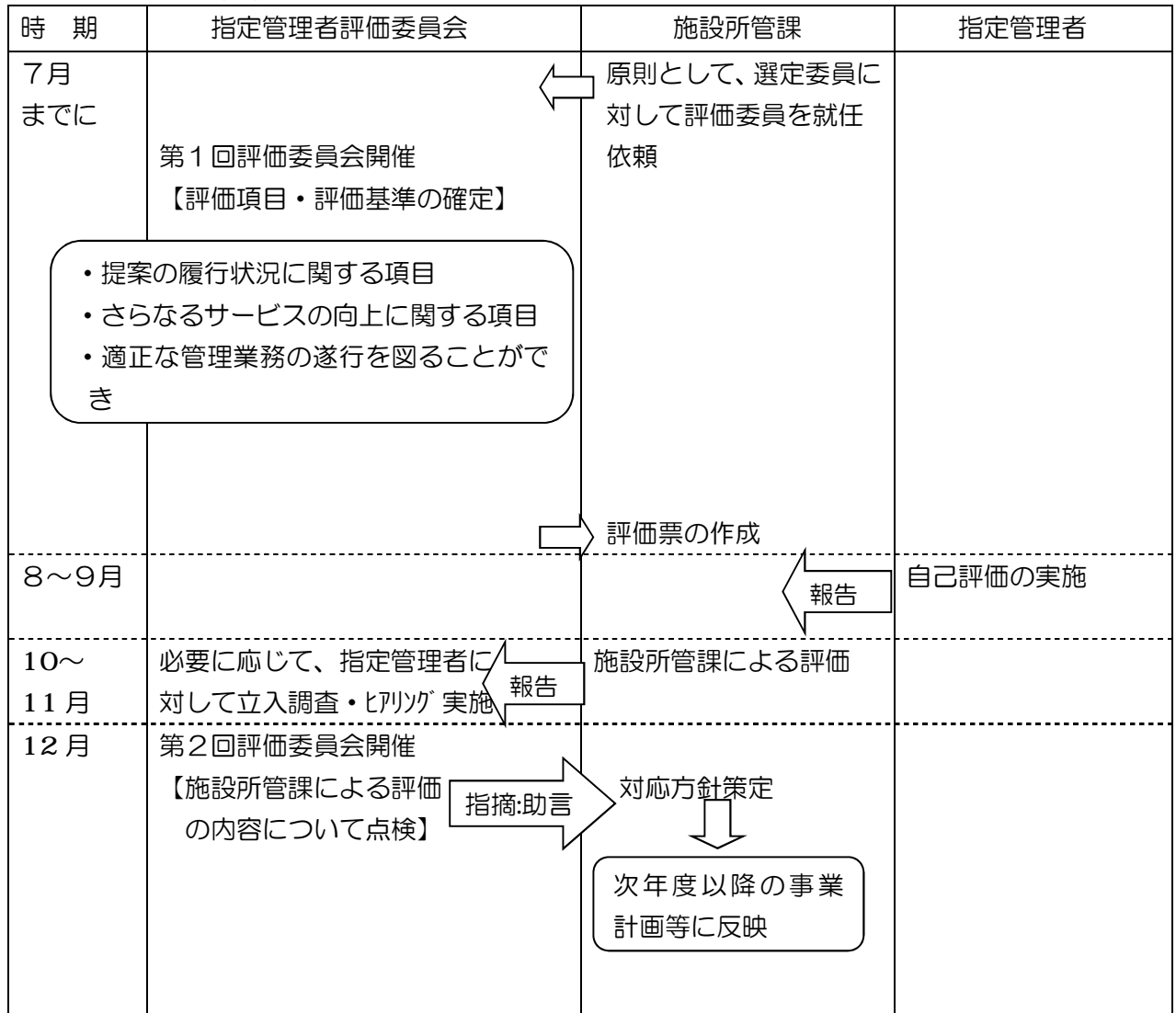
- ① 指定管理者が自己評価
- ② 指定管理者が施設所管課へ自己評価結果を報告
- ③ 施設所管課が指定管理者へヒアリング
- ④ 施設所管課が指定管理者を評価
- ⑤ 施設所管課が指定管理者に対して行った評価結果を指定管理者評価委員会へ報告
- ⑥ 必要に応じ、指定管理者評価委員会が指定管理者に対して立入検査や指定管理者へのヒアリングを実施
- ⑦ 指定管理者評価委員会が施設所管課の評価の内容について点検を実施
- ⑧ 指定管理者評価委員会が施設所管課に対して指摘・提言
- ⑨ 施設所管課が対応方針を策定

※ 施設所管課より報告いただいた評価票及び対応方針については、行政改革課において、公表を行う。

※ 施設所管課による評価は、年度ごとに実施する。

但し、指定管理者評価委員会による指摘・提言等を踏まえた対応方針等を次年度以降の事業計画に反映させるため、各年度 **12** 月までに実施するのが望ましい。

●スケジュール(例)



### 3. モニタリングの項目例

施設の特性に応じ、評価項目及び評価基準の詳細を指定管理者評価委員会で策定する。

評価項目	評価基準	指定管理者の評価	施設管理者の評価	評価委員会のチェック
<b>I 提案の履行状況に関する項目</b>				
施設の設置目的及び管理運営方針	施設の設置目的に沿った運営がなされているか。			
平等な利用を図るための具体的手法・効果	公平なサービス提供、対応			
利用者の増加を図るための具体的手法・効果	利用者増加のための工夫	評価項目、評価基準は、施設の特徴に応じて具体的に決定する。 できるだけ、定量的な基準を設定する。		
サービスの向上を図るための具体的手法・効果	魅力的なプログラムの開発			
施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度	点検・補修の適格性、迅速性			
府施策との整合	提案の実施状況			
<b>II さらなるサービスの向上に関する項目</b>				
利用者満足度調査等	利用者の満足度調査等 調査結果のフィードバック			
その他創意工夫	その他指定管理者によるサービス向上につながる取組み、創意工夫			
<b>III 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項</b>				
収支計画の内容、適格性及び実現の程度	事業収支は計画に比して妥当か			
安定的な運営が可能となる人的能力	事業実施に必要な人員確保・配置 従事者への管理監督体制・責任体制			
安定的な運営が可能となる財政的基盤	法人の経営状況			

- ※ 評価は **S** (優良)、**A** (良好)、**B** (ほぼ良好)、**C** (要改善) の 4 段階評価とする。評価項目及び評価基準の詳細は指定管理者評価委員会で決定する。
- ※ 評価委員会は、施設所管課による評価の内容について点検し、必要に応じ、施設所管課に対して指摘・提言を行う。

### 4. 評価結果の活用

評価結果を踏まえ、必要に応じ、施設所管課が改善のための指示（口頭による注意含む）を指定管理者に対して行う。